

平成26年度

第173回宮城県都市計画審議会議案書

平成26年8月

宮城県都市計画審議会

第173回宮城県都市計画審議会

と き 平成26年8月5日 (火)

午前10時30分

ところ 宮城県行政庁舎

9階 第一会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第172回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議 案

議案第2308号ほか 2件

4 そ の 他

5 閉 会

目 次

1 報 告

第172回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について	3
--------------------------------------	---

2 議 案

議案第2308号 仙塩広域都市計画下水道の変更について	4
---------------------------------------	---

議案第2309号 特殊建築物の敷地の位置について	11
------------------------------------	----

議案第2310号 特殊建築物の敷地の位置について	14
------------------------------------	----

第172回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

議案番号	関係市町村	件名	処理結果
第2307号	七ヶ浜町	仙塩広域都市計画事業菖蒲田浜地区被災市街地復興土地区画整理事業計画変更に対する意見書について	下記のとおり

【議案第2307号の処理結果について】

- 1 平成26年6月11日付け都市第167号で、知事から意見書提出者及び施行者である七ヶ浜町長に対し、議決結果（不採択）について通知した。
- 2 知事は、下記により、土地区画整理事業の事業計画変更を認可した。
菖蒲田浜地区：平成26年6月19日付け宮城県（都市）指令第14号

仙塩広域都市計画下水道の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画下水道の変更（宮城県決定）

仙塩広域都市計画仙台市仙塩流域関連公共下水道，仙塩広域都市計画多賀城市流域関連公共下水道及び仙塩広域都市計画富谷町流域関連公共下水道「2. 排水区域」及び同仙台市仙塩流域関連公共下水道「4. その他の施設」中蒲生雨水ポンプ場を次のように変更し，同仙台市仙塩流域公共下水道蒲生雨水調整池を次のように追加する。

2. 排水区域

(1) 汚 水

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約 6,250ha (変更前 6,192ha)

仙台市仙塩流域関連公共下水道	3,729ha (変更前 3,727ha)
多賀城市流域関連公共下水道	1,413ha (変更前 1,397ha)
富谷町流域関連公共下水道	1,108ha (変更前 1,068ha)

(2) 雨 水

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約 4,965ha (変更前 4,949ha)

仙台市仙塩流域関連公共下水道	3,620ha (変更前 3,620ha)
多賀城市流域関連公共下水道	1,345ha (変更前 1,329ha)

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
蒲生雨水ポンプ場	仙台市宮城野区蒲生字町	1,920 m ² (変更前 3,700 m ²)
蒲生雨水調整池	仙台市宮城野区蒲生字町	5,990 m ² (追加)

「区域は計画図表示のとおり」

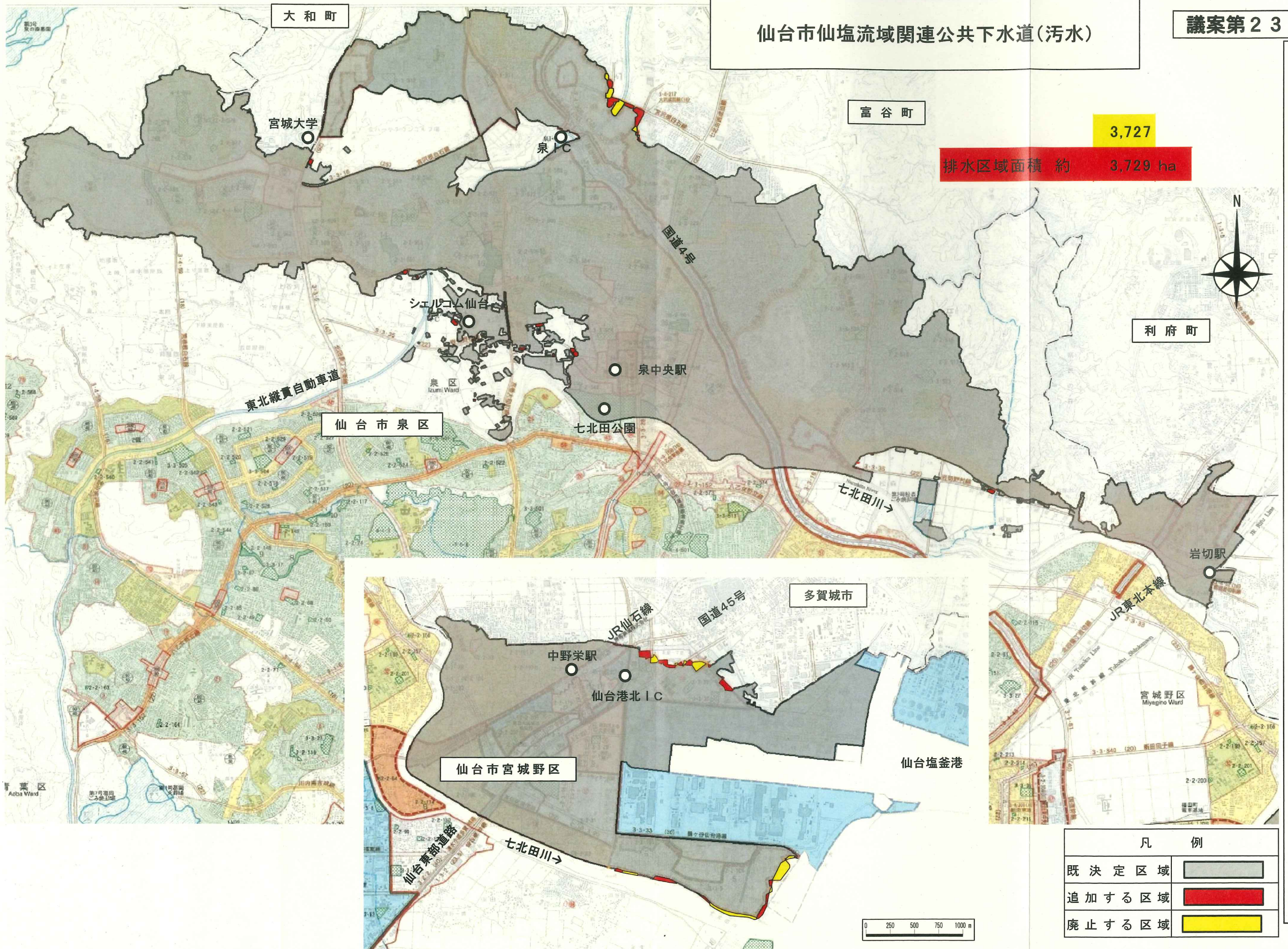
理 由

仙台市蒲生北部地区における被災市街地復興土地区画整理事業の決定，多賀城市八幡地区における一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定，及び仙台市，多賀城市，富谷町における行政界の変更等に伴い，排水区域の変更を行うもの。

また，仙台市蒲生地区の排水計画の見直しに伴い，蒲生雨水ポンプ場の変更及び蒲生雨水調整池の追加を行うもの。

仙台市仙塩流域関連公共下水道(汚水)

議案第2308号

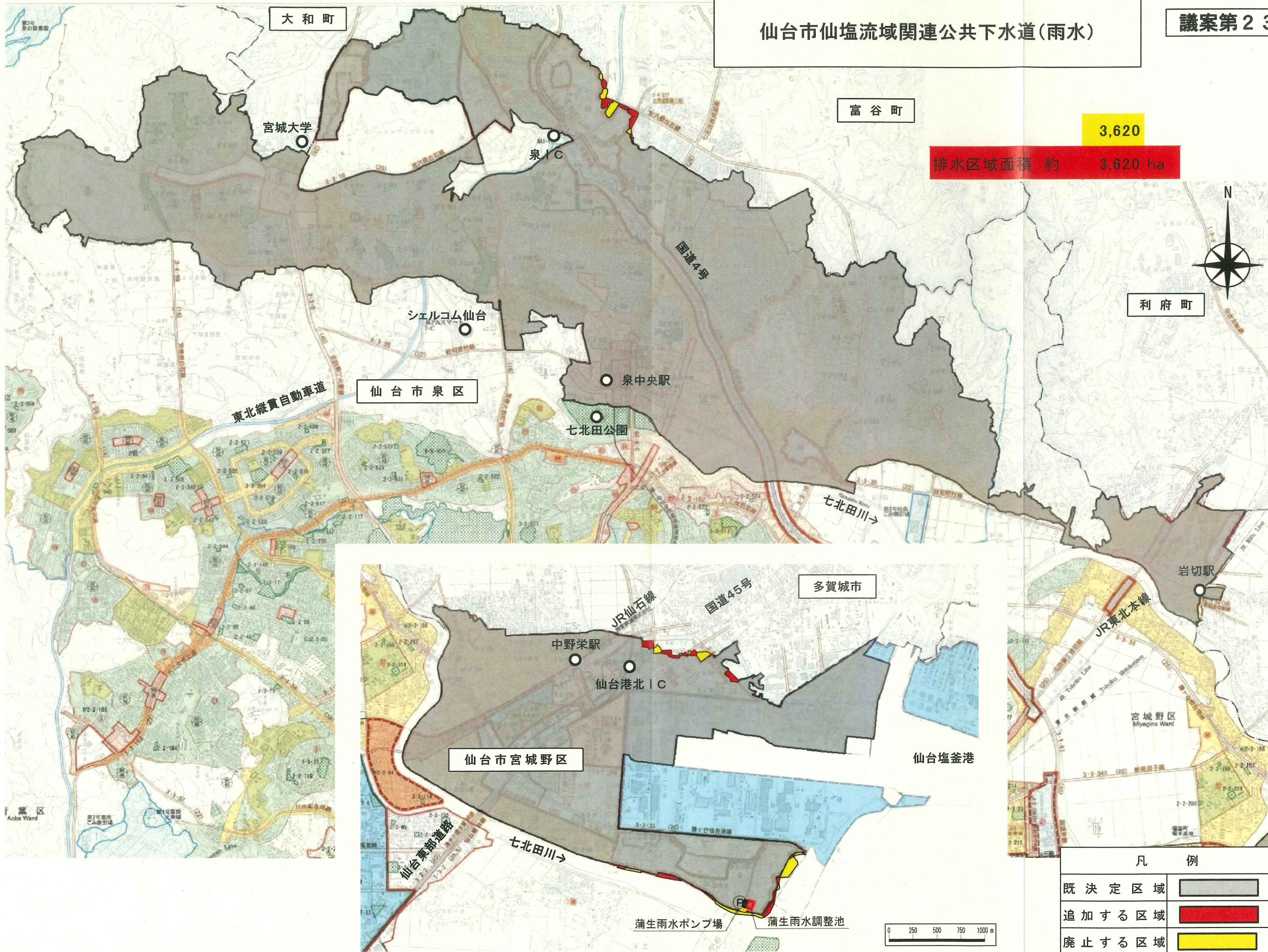


3,727
排水区域面積 約 3,729 ha

仙塩広域都市計画下水道の変更(仙台市)

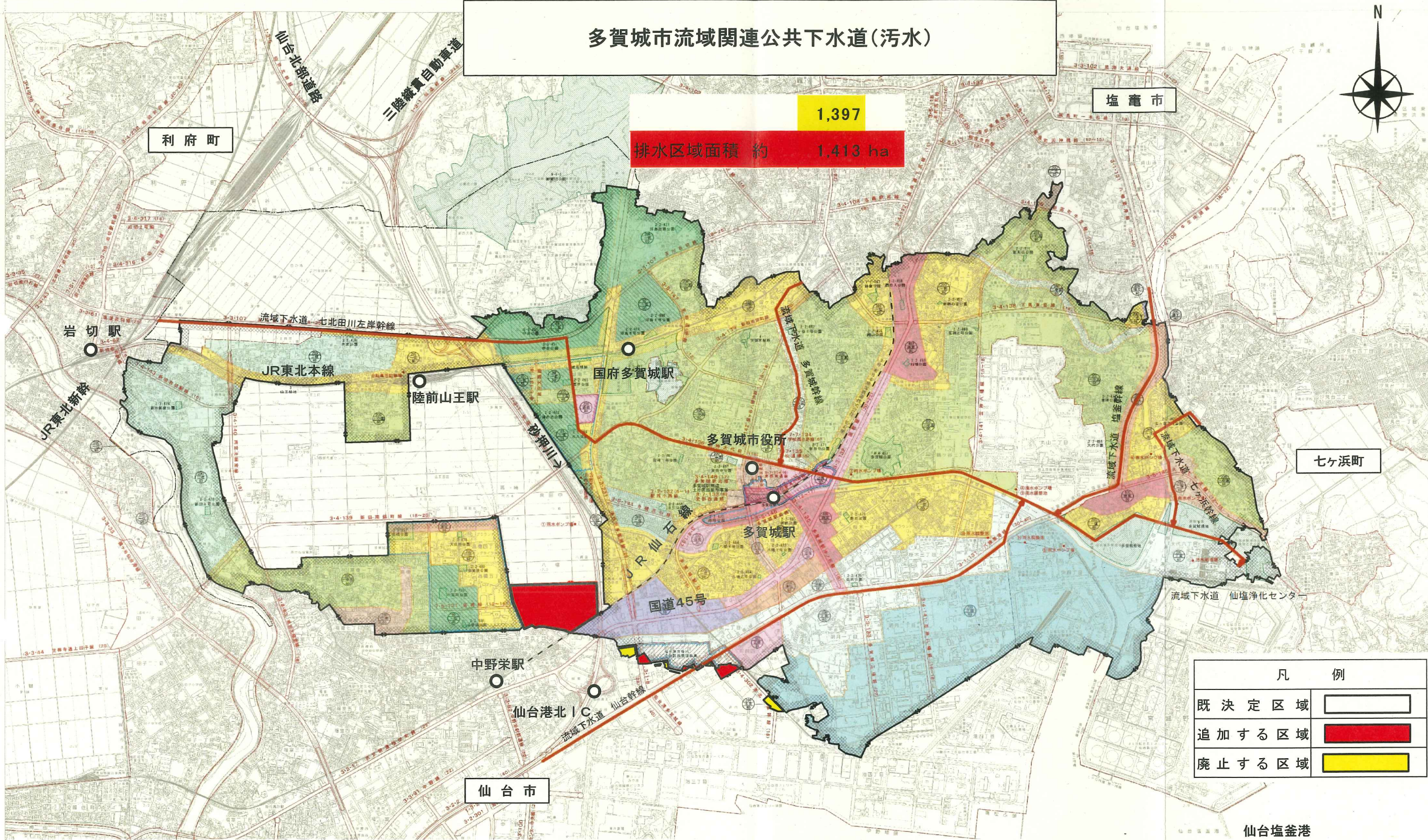
凡 例	
既決定区域	
追加する区域	
廃止する区域	

仙台市仙塩流域関連公共下水道(雨水)



仙塩広域都市計画下水道の変更(仙台市)

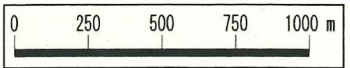
多賀城市流域関連公共下水道(汚水)



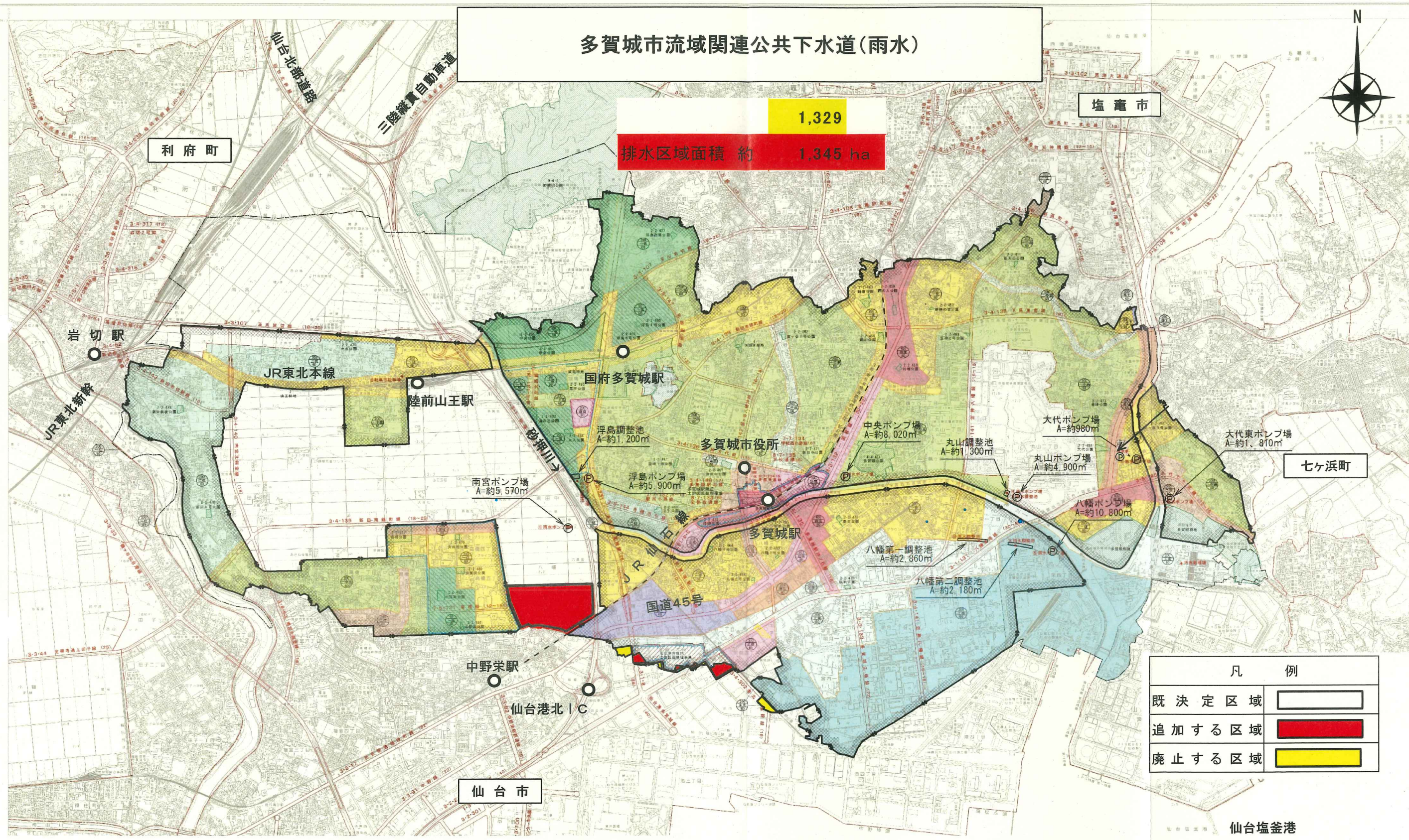
1,397
排水区域面積 約 1,413 ha



凡 例	
既決定区域	
追加する区域	
廃止する区域	



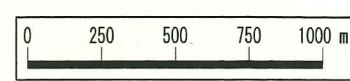
多賀城市流域関連公共下水道（雨水）



1,329
排水区域面積 約 1,345 ha



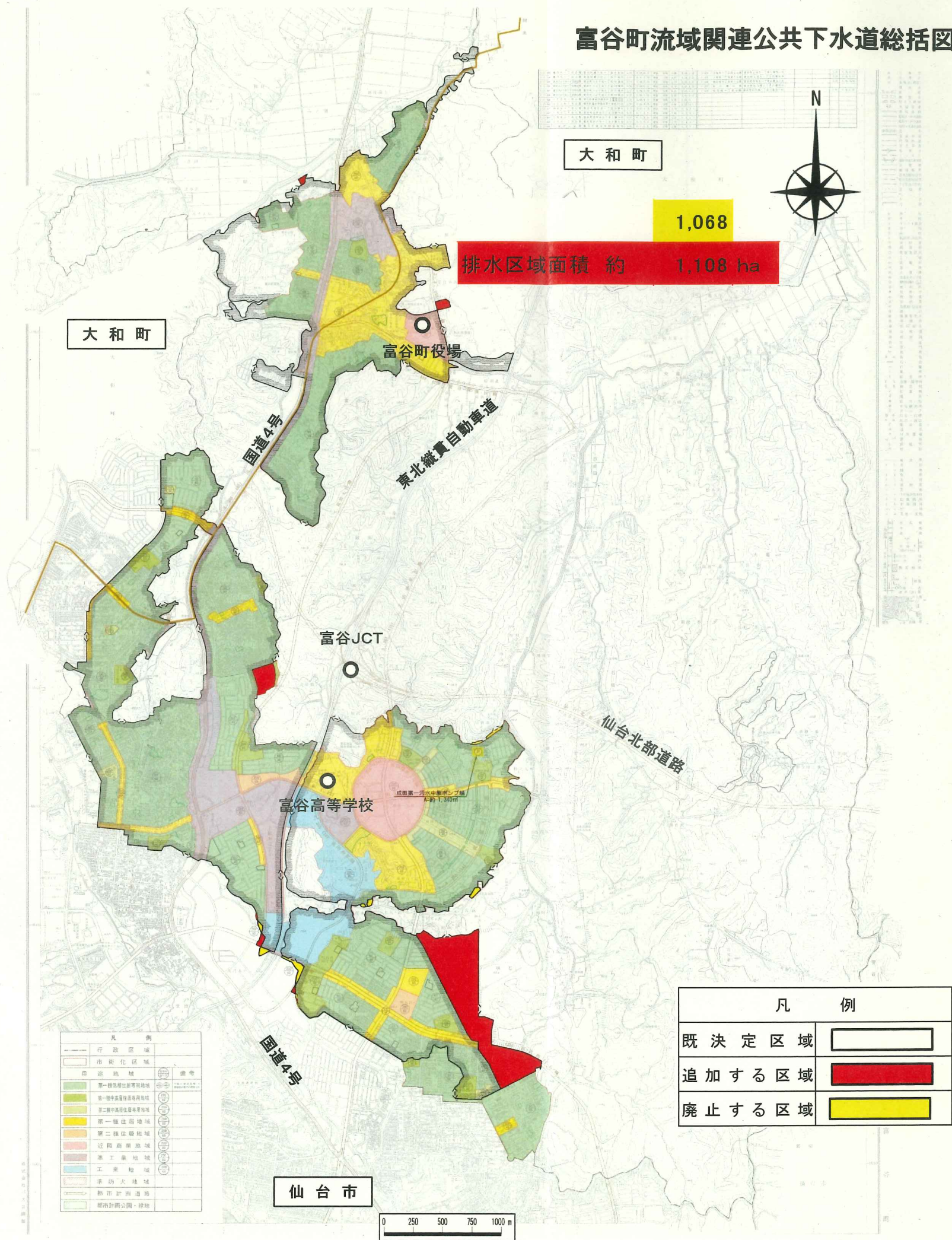
凡 例	
既決定区域	
追加する区域	
廃止する区域	



仙台塩釜港

富谷町流域関連公共下水道総括図（污水）

議案第2308号



凡 例	
既決定区域	
追加する区域	
廃止する区域	

凡 例	
行政区域	
市界区域	
用途地域	
第一種住居地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
近隣商業地域	
準工業地域	
工業地域	
準工業地域	
都市計画道路	
都市計画公園・緑地	

仙塩広域都市計画下水道の変更（富谷町）

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条第1項ただし書き

都市計画案：別紙のとおり

特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

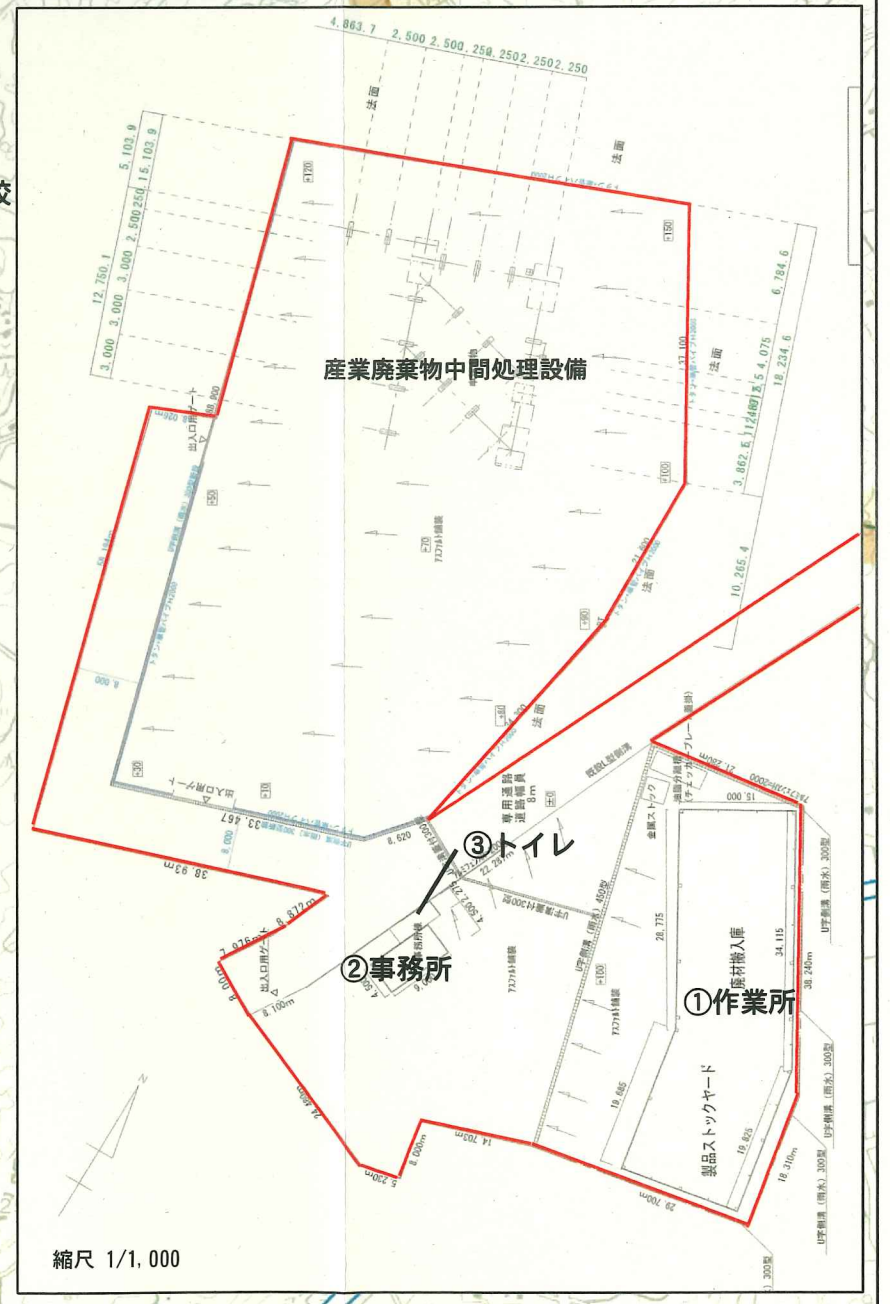
記

施設名称		産業廃棄物処理施設
建築主		仙台市青葉区梅田町1番3号 株式会社山国 代表取締役 山内完三
敷地	位置	柴田郡川崎町大字支倉字鍛冶谷山3-8の一部、3-9、3-10の一部、3-15、3-16の一部、3-17、3-19、23-117、23-118、23-119、23-126、23-127、23-128、23-128地先水路の一部及び24の一部
	面積	14,854.28 m ²
	用途地域	指定なし
建築物	用途	産業廃棄物中間処理施設
	工事種別	新築
	構造、規模等	①作業所 鉄骨造 平家建 延べ面積 786.17 m ² (786.17 m ²) ②事務所 木造 平家建 延べ面積 40.50 m ² (40.50 m ²) ③トイレ 木造 平家建 延べ面積 14.44 m ² (14.44 m ²) 計 841.11 m ² (841.11 m ²) ※ () 内は既存部分の面積
処理施設	処理内容及び処理能力	産業廃棄物中間処理 ①がれき類（コンクリート、アスファルト）の破碎：405.6t/日 ※破碎処理能力が5t/日を超えるため許可必要 ②木くずの破碎：30.0t/日 ※許可済みの処理能力の変更なし
	処理方法	破碎機による破碎処理

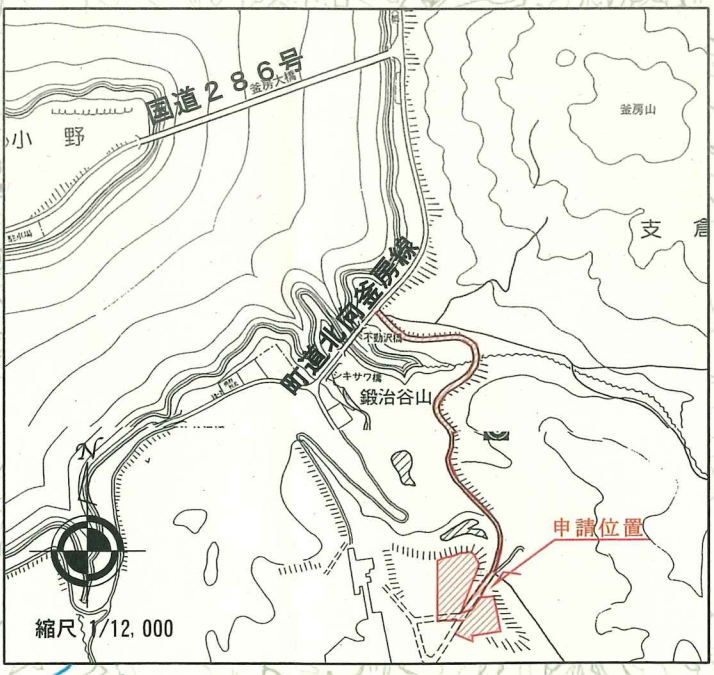
位置図



配置図



付近見取図



特殊建築物の敷地の位置について（川崎町）

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第87条第2項の規定により準用する同法第51条第1項ただし書き

都市計画案：別紙のとおり

特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

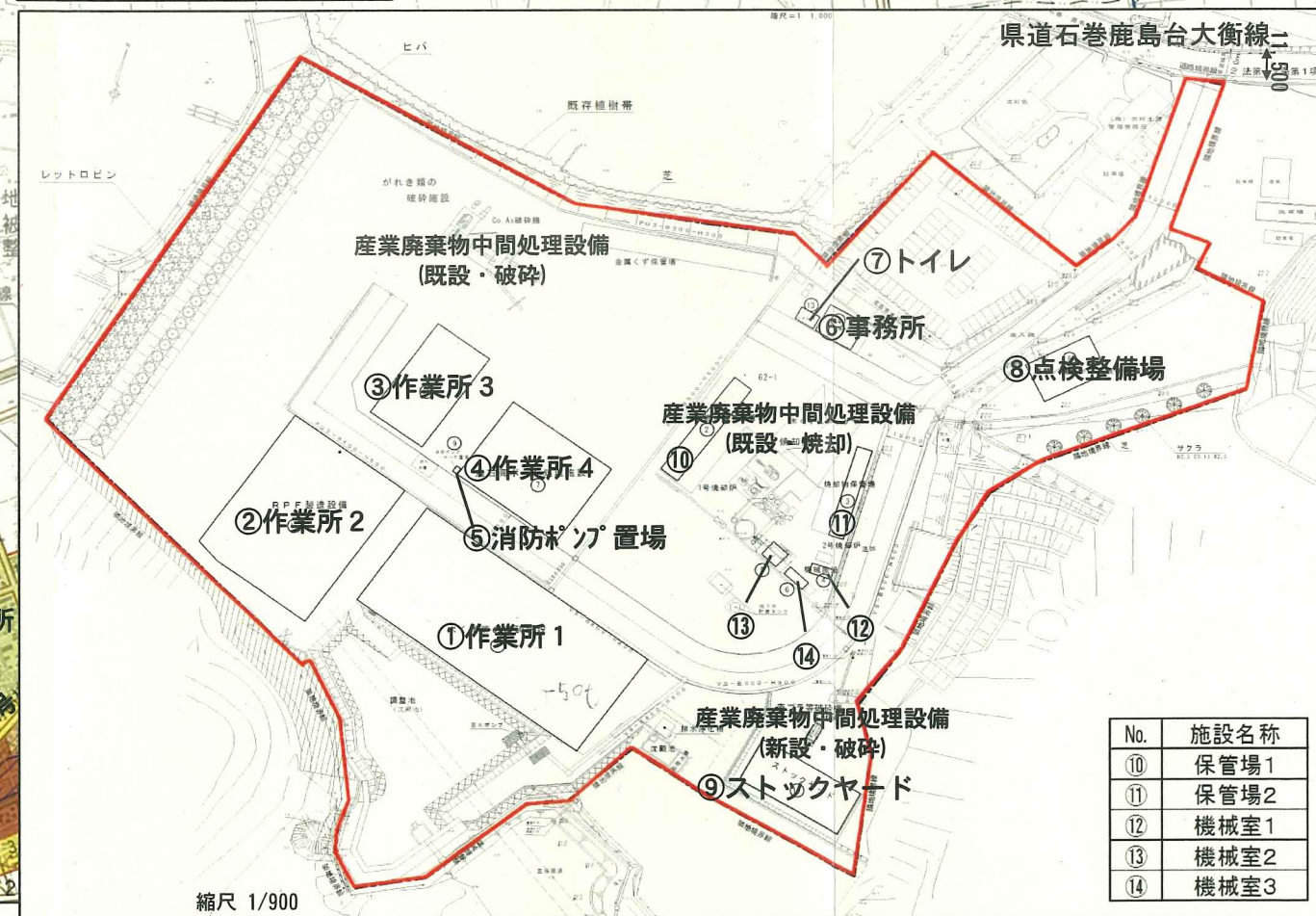
施 設 名 称		産業廃棄物処理施設					
建 築 主		東松島市大塩字五台 2 3 - 2 株式会社木村土建 代表取締役 木村浩一					
敷 地	位 置	東松島市大塩字五台 23-12 の一部、23-15、23-16 の一部、23-17、23-18 の一部、23-19 の一部、同字荻窪 32-2、32-3、32-4、32-5、32-6、32-7、32-8、32-9、32-10、33-1、33-2、33-3、33-4、33-5、36-1、36-2、62-1、62-2、62-3、62-4 及び 63					
	面 積	39,127.81 m ²					
	用途地域	指定なし（市街化調整区域）					
建 築 物	用 途	産業廃棄物中間処理施設					
	工事種別	用途変更					
	構造、規模等	①作業所 1	鉄骨造	平家建	延べ面積	1,500.00 m ²	
		②作業所 2	鉄骨造	平家建	延べ面積	1,461.11 m ²	
		③作業所 3	鉄骨造	平家建	延べ面積	469.20 m ²	
		④作業所 4	鉄骨造	平家建	延べ面積	712.04 m ²	
		⑤消防ポンプ置場	鉄骨造	平家建	延べ面積	2.27 m ²	
		⑥事務所	鉄骨造	2階建	延べ面積	179.42 m ²	
		⑦トイレ	鉄骨造	平家建	延べ面積	20.12 m ²	
		⑧点検整備場	鉄骨造	3階建	延べ面積	438.71 m ²	
	⑨ストックヤード	鉄骨造	平家建	延べ面積	356.24 m ²		
	⑩保管場 1	鉄骨造	平家建	延べ面積	187.78 m ²		
	⑪保管場 2	鉄骨造	平家建	延べ面積	103.32 m ²		
	⑫機械室 1	鉄骨造	平家建	延べ面積	33.95 m ²		
	⑬機械室 2	鉄骨造	平家建	延べ面積	24.63 m ²		
	⑭機械室 3	鉄骨造	平屋建	延べ面積	16.56 m ²		
				計	5,505.35 m ²		
		※すべて既存建築物					
処理施設	処理内容及び処理能力	産業廃棄物中間処理 【破碎】がれき類(コンクリート、アスファルト)：800t/日(600t/日)、 木くず：235.28t/日(16.8t/日)、 廃プラスチック類：128.24t/日(13.45t/日) ※()内は前回許可時の処理能力を表す 【焼却】廃プラスチック類：0.906t/時、紙くず：1.952t/時、木くず：1.922t/時、繊維くず：1.909 t/時、動植物性残さ：1.851t/時 ※すべて処理能力の変更なし					
	処理方法	破碎機による破碎処理、焼却施設による焼却処理					



付近見取図



配置図



No.	施設名称
⑩	保管場1
⑪	保管場2
⑫	機械室1
⑬	機械室2
⑭	機械室3